

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置</p> <p>イ 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)で定める防振構造のもの(塗装用ものを除く。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二十一 六十 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 毒素(免疫毒素を除く。)であって、アフラトキシン、ア</p>	<p>第一条 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置</p> <p>イ 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)で定める防振構造のもの(塗装用ものを除く。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二十一 六十 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 毒素(免疫毒素を除く。)であって、アフラトキシン、ウ</p>

ブリン、ウェルシユ菌毒素、H.T.2トキシシン、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシスシルペノール毒素、T.2トキシシン、テトロドトキシシン、ビスカムアルバムレクチン、ベロ毒素、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四〇七 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 密閉式の発酵槽であつて、容量が二リットル以上のもの

三 (略)

四 クロスフローる過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの(ただし、逆浸透膜を用いたものを除く。)

イ 有効る過面積の合計が二平方メートル以上のもの

ロ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

四の二 前号に掲げるものを使用するように設計した部分品であつて、有効る過面積が二平方メートル以上のもの

五〇七 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

エルシユ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシシン、赤痢菌毒素、テトロドトキシシン、ベロ毒素、ボツリヌス毒素又はミクロシスチン

四〇七 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 密閉式の発酵槽であつて、容量が一〇〇リットル以上のもの

三 (略)

四 クロスフローる過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 有効る過面積の合計が五平方メートル以上のもの

ロ 定置した状態で内部の滅菌をすることができるもの

五〇七 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇六 (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜リ (略)

又 液体酸化剤であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)〜(三) (略)

(四) 窒素酸化物の混合物

(五) 耐腐食性を有する赤煙硝酸

(六) ふっ素及びその他のハロゲン、酸素又は窒素からなる化合物

ル〜ノ (略)

八 (略)

九 バッチ式の混合機(液体用のものを除く。)であつて、

○以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるものうち、混合容器内の温度を制御することができるが、かつ、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品

イ〜ロ (略)

九の二 連続式の混合機(液体用のものを除く。)であつて

、○以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるものうち、混合容器内の温度を制御することができるが、かつ、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品

イ〜ロ (略)

一〇六 (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜リ (略)

又 液体酸化剤であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)〜(三) (略)

(四) 耐腐食性を有する赤煙硝酸

(五) ふっ素及びその他のハロゲン、酸素又は窒素からなる化合物

ル〜ノ (略)

八 (略)

九 バッチ式の混合機(粉粒体用のものに限る。)であつて、

○以上一三・三二六キロパスカル以下の圧力で混合することができるものうち、混合容器内の温度を制御することができるが、かつ、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品

イ〜ロ (略)

九の二 連続式の混合機(粉粒体用のものに限る。)であつて

、○以上一三・三二六キロパスカル以下の圧力で混合することができるものうち、混合容器内の温度を制御することができるが、かつ、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品

イ〜ロ (略)

十 (略)

十一 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ・ロ (略)

八 三次元的に織ることができ織機又はインターレーシングマシン

ニ・ホ (略)

十二 ノズルであつて、原料ガスの熱分解(一、三度以上二、九度以下の温度範囲において、かつ、一三パスカル以上二、一パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるためのもの

十三〜十六 (略)

十七 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置であつて、次のいずれかに該当するもの(ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)又はこれらの部分品

イ 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した航法装置であつて、ジ

十 (略)

十一 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ・ロ (略)

八 多次元に、かつ、多軸方向に織ることができ織機又はインターレーシングマシン

ニ・ホ (略)

十二 ノズルであつて、原料ガスの熱分解(一、三度以上二、九度以下の温度範囲において、かつ、一三パスカル以上二、一パスカル以下の圧力範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるためのもの

十三〜十六 (略)

十七 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置であつて、次のいずれかに該当するもの(ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)又はこれらの部分品

イ 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計した航法装置であつて、ジャイロスタビラ

ヤイロスタビライザー又は自動操縦装置とともに使用するように設計したものを

ロゝへ (略)

十七の二 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した統合された航法システムであつて、平均誤差半径が二メートル以下の精度のもの

十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置の製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくは校正装置、心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝへ (略)

十八 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計した飛行制御装置又は姿勢制御装置

十八の二 前号に掲げるものを使用するように設計したサイボ弁であつて、周波数範囲が二ヘルツ以上二、ヘルツ以下の全域において加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの

十八の三 前二号に掲げるものの試験装置、校正装置又は心

イザー又は自動操縦装置とともに使用するように設計したものを

ロゝへ (略)

十七の二 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置の製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくは校正装置、心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝへ (略)

十八 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計した飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置

合わせ装置

十九 アビオニクス装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ レーダー(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するよう設計したものに限る。)

ロ パッシブセンサーであつて、特定の電磁波源の方向又は地形の特性を感知するもの(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するよう設計したものに限る。)

ハ 衛星航法システムからの電波を受信する装置であつて、次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品

(一) 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するよう設計したもの

(二) 航行又は飛翔する移動体に使用するよう設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 毎秒六メートルを超える速度のもとで、航法に係る情報を提供することができるもの

2 軍隊又は政府機関による使用を目的として設計若

十九 アビオニクス装置(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するよう設計したものに限る。)であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ レーダー

ロ パッシブセンサーであつて、特定の電磁波源の方向又は地形の特性を感知するもの

ハ ジーピーエスその他の人工衛星からの電波を受信する装置であつて、次の(一)及び(二)に該当する環境のもとで、航法に係る情報を提供することができるもの

(一) 一秒につき五一五メートルを超える速度

(二) 一八キロメートルを超える高度

しくは改良され、かつ、衛星航法システムで用いられる暗号化された信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）

3| 意図的な妨害を受ける環境のもとで機能することを目的として、ナルステアラブルアンテナ、電子的に走査が可能なアンテナその他妨害除去機能を有するように設計したもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）

二十〇二十七（略）

#### 第四条（略）

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜七（略）

八 測定装置工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電子計算機若しくは数値制御装置によつて制御される座標測定機又はあらかじめ記憶させたプログラムを用いて制御される座標測定機であつて、国際規格IS

二十〇二十七（略）

#### 第四条（略）

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜七（略）

八 測定装置工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電子計算機若しくは数値制御装置によつて制御されるもの又はあらかじめ記憶させたプログラムを用いて制御されるものであつて、国際規格ISO一〇三六〇

〇一〇三六〇/二(二〇〇一)(座標計測第二部)で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容指示誤差がミリメートルで表した当該測定軸の長さ $\times 0.001$ を乗じて得た数値に $1.7$ を加えた数値以下となるもの

ロ (略)

九 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター

イ (略)

ロ 日本工業規格C〇九三〇号で定める防爆構造のもの

ハ・ニ (略)

十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 次のいずれかの放射線照射に耐えられるように設計したもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く)。

(一) 全吸収線量がシリコン換算で五、グレイ以上のもの

(二) 吸収線量がシリコン換算で一秒間に五、〇〇〇、

/(二)座標計測第二部)で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ $\times 0.001$ を乗じて得た数値に $1.7$ を加えた数値以下となるもの

ロ (略)

九 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター

イ (略)

ロ 日本工業規格C〇九〇三号で定める防爆構造のもの

ハ・ニ (略)

十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 全吸収線量がシリコン換算で五、〇〇〇グレイ以上となる放射線照射に耐えられるように設計したものと吸収線量がシリコン換算で一秒間に五、〇〇〇、〇〇グレイ以上の放射線照射により障害を発生しないように設計したもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く)。

〇〇〇グレイト以上のもの

(三) 一メガ電子ボルト相当の中性子束(積算値)が一平方センチメートル当たり五〇兆個以上となるもの(MIS形のを除く。)

ロ)二 (略)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

(一) アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 分解能が一ニビットのものであって、総変換時間が二〇ナノ秒未満のもの

3 分解能が一ニビット超十四ビット以下のものであって、総変換時間が二 ナノ秒未満のもの

4 分解能が一四ビットを超えるものであって、総変換時間が一マイクロ秒未満のもの

(二) (略)

へ)ル (略)

二)十 (略)

十の二 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置であつて、次のイ及びロに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ サンプルング速度が一秒当たり一億サンプル以上で

ロ)二 (略)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

(一) アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 分解能が一ニビットのものであって、総変換時間が二〇〇ナノ秒未満のもの

3 分解能が一ニビットを超えるものであって、総変換時間が二マイクロ秒未満のもの

(二) (略)

へ)ル (略)

二)十 (略)

かつ、分解能が八ビット以上のもの

ロ 一ギガビット毎秒以上のデータを連続して出力することができるよう設計したもの

十一 (略)

十二 無線周波数分析器であつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 無線周波数分析器であつて、三一・八ギガヘルツ超  
三七・五ギガヘルツ未満の周波数又は四三・五ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

ロ (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準周波数によつて規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置及び他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 最大合成出力周波数が三一・八ギガヘルツを超えるもの

ロ・八 (略)

十四 ネットワークアナライザーであつて、最大動作周波数が四三・五ギガヘルツを超えるもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

十一 (略)

十二 無線周波数分析器であつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 無線周波数分析器であつて、三一ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

ロ (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準周波数によつて規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置及び他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 最大合成出力周波数が三一ギガヘルツを超えるもの

ロ・八 (略)

十四 ネットワークアナライザーであつて、最大動作周波数が四〇ギガヘルツを超えるもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

十五 マイクロ波用試験受信機であつて、次のイ及びロに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 四三・五ギガヘルツを超える周波数で使用することができるように設計したもの

ロ (略)

十六 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ ホ (略)

へ 蓄積プログラム制御方式のリソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ウエハーの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキヤン方式の露光装置であつて、光学方式のもの又はエックス線を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 光源の波長が三五〇ナノメートル未満のもの

2 マイクロメートルで表した光源の波長に〇・七を乗じて得た数値を開口数の値で除して得た数値が〇・三五以下のもの

(二) (略)

ト チ (略)

十五 マイクロ波用試験受信機であつて、次のイ及びロに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 四〇ギガヘルツを超える周波数で使用することができるように設計したもの

ロ (略)

十六 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ ホ (略)

へ 蓄積プログラム制御方式のリソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ウエハーの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキヤン方式の露光装置であつて、光学方式のもの又はエックス線を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 光源の波長が三五〇ナノメートル未満のもの

2 マイクロメートルで表した光源の波長に〇・七を乗じて得た数値を開口数の値で除して得た数値が〇・五以下のもの

(二) (略)

ト チ (略)

十八(二十一) (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ・ロ (略)

八 次条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの(第二十条第二項第九号に該当するプログラムのみにより次条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するものを除く。)

二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ・ロ (略)

八 デジタル電子計算機であつて、複合理論性能(別表第一の中欄に掲げる電子計算機の種類に依じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。以下この条、第二十条及び第二十七条において同じ。)が一秒につき一九〇、〇〇〇メガ演算を超えるもの

十八(二十一) (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ・ロ (略)

八 次条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの(第二十条第二項第六号に該当するプログラムのみにより次条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するものを除く。)

二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ・ロ (略)

八 デジタル電子計算機であつて、複合理論性能(別表第一の中欄に掲げる電子計算機の種類に依じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。以下この条、第二十条及び第二十七条において同じ。)が一秒につき二八〇、〇〇〇メガ演算を超えるもの

二 (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が一秒につき一九〇、〇〇〇メガ演算を超えるもの

へール (略)

四 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 無線送信機又は無線受信機であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるものであつて、次の1及び2に該当するもの又は3に該当するもの

1 (略)

2 次の一から四までのすべてに該当する線形増幅器を用いたもの

一 (略)

二 一・五メガヘルツ以上三〇メガヘルツ未満の周波数範囲においては一キロワット以上の

二 (略)

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が一秒につき二八、〇〇〇メガ演算を超えるもの

へール (略)

四 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 無線送信機又は無線受信機であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるものであつて、次の1及び2に該当するもの又は3に該当するもの

1 (略)

2 次の一から四までのすべてに該当する線形増幅器を用いたもの

一 (略)

二 一・五メガヘルツ以上三〇メガヘルツ以下の周波数範囲においては一キロワット以上の

出力、三〇メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲においては二五〇ワット以上の出力特性を有するもの

三・四 (略)

3 (略)

(二)・(三) (略)

ロ・ハ (略)

三 (略)

四 光ファイバー通信ケーブル若しくは通信用の光ファイバー又はこれらの附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 水底敷設用に設計された光ファイバー通信ケーブル又はその附属品(通信事業者が使用する公衆回線又は第十一条第四号イ(三)若しくは二に掲げるものを除く。)

五〇六 (略)

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号のいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置(光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。)又はこれらの部分品若しくは附属品

八 (略)

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附

出力、三〇メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲においては二五〇ワット以上の出力特性を有するもの

三・四 (略)

3 (略)

(二)・(三) (略)

ロ・ハ (略)

三 (略)

四 光ファイバー通信ケーブル若しくは通信用の光ファイバー又はこれらの附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 水底敷設用の光ファイバー通信ケーブル又はその附属品(通信事業者が使用する公衆回線又は第十一条第四号イ(三)若しくは二に掲げるものを除く。)

五〇六 (略)

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号のいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品(光ファイバーの試験装置を除く。)

八 (略)

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附

属品(第六号に該当するものを除く。)

イ (略)

ロ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) (三) (略)

(四) アナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が二・五ギガヘルツを超えるもの(テレビジョン放送(有線テレビジョン放送を含む。))用の装置を除く。)

ハ (略)

ニ 無線送信機又は無線受信機であつて、二五六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

ホ 非対応網で動作する共通線信号機能を有するもの

九 暗号装置であつて、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(次のホから又までのいずれか又は第三条第九号八(二)2又は第十条第五号イに該当するものを除く。)(又はその部分品)

イ (二) (略)

ホ ICカードであつて、その暗号機能が次のへから又までのいずれかに該当する装置に限定されて使用されるもの又は広く一般に使用されるものであつて、その暗号機能が使用者によつて変更ができず、かつ、当該ICカードに保存されている個人情報情報の保護に限定し

属品(第六号に該当するものを除く。)

イ (略)

ロ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) (三) (略)

(四) アナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が二・五ギガヘルツを超えるもの(テレビジョン放送(有線テレビジョン放送を含む。次号ホにおいて同じ。))用の装置を除く。)

ハ (略)

ニ 無線送信機又は無線受信機であつて、一二八値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

ホ 非対応網又は準対応網のいずれかで動作する共通線信号機能を有するもの

九 暗号装置であつて、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(次のホから又までのいずれか又は第十条第四号ロ(一)に該当するものを除く。)(又はその部分品)

イ (二) (略)

ホ ICカードであつて、その暗号機能が次のへから又までのいずれかに該当する装置に限定されて使用されるもの

て使用するよう設計したものと

へ (略)

ト 使用者によって暗号機能の変更ができない装置であつて、暗号機能として次のいずれかに該当する一又は二以上のもののみを有するよう設計したもの

(一) (三) (略)

(四) 著作権が保護された音声又は映像データの複製を管理する機能

チ又 (略)

十 情報を伝達する信号の漏えいを防止するよう設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するよう設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するよう設計したものを除く。)又はその部分品

十一 多段階の秘密保護機能若しくは利用者識別機能を有する装置であつて、米国コンピュータシステム信頼性評価基準で定めるB2の基準に準拠する機能を超える機能を有するもの又はその部分品

十二 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品

へ (略)

ト 使用者によって暗号機能の変更ができない装置であつて、次のいずれかの機能のみを有するよう設計したものと

(一) (三) (略)

(四) 著作権が保護された音声又は映像データの複製からさらに複製を作成することを不可能とする機能

チ又 (略)

十 情報を伝達する信号の漏えいを防止するよう設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するよう設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するよう設計したものを除く。)(前号ホから又までのいずれか又は第十条第四号ロ(一)に該当するものを除く。)

十一 多段階の秘密保護機能を有する装置であつて、米国コンピュータシステム信頼性評価基準で定めるB2の基準に準拠する機能を超える機能を有するもの(第九号ホから又までのいずれか又は第十条第四号ロ(一)に該当するものを除く。)

十二 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム(第九号ホから又までのいずれか又は第十条第四号ロ(一)に該当するものを除く。)

十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波(超音波を含む。以下この条において同じ。)を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。)

(一) (略)

(二) 水中探知装置であつて、次のいずれかに該当するもの

1 送信周波数が五キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が五キロヘルツ以上一〇キロヘルツ未満であつて、音圧レベル(音源から一メートルの距離で音圧が一マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。以下この号において

十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波(超音波を含む。以下この条において同じ。)を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。)

(一) (略)

(二) 水中探知装置であつて、次のいずれかに該当するもの

1 送信周波数が五キロヘルツ未満のもの

同じ。( )が二二四デシベルを超えるもの

2 動作周波数が一〇キロヘルツ以上二四キロヘルツ以下であって、音圧レベルが二二四デシベルを超えるもの

3 3〜6 (略)

(三) 水中探知装置であって、送信周波数が一キロヘルツ未満のもの(二)に該当するものを除く。( )

(四)・(五) (略)

口 受信機能を有するもの又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

(一) ハイドロホンであって、加速度による影響を補正する機能を有していないものうち、その音圧感度(一ボルト毎マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。( )がマイナスイ八〇デシベルを超えるもの)

2 動作周波数が五キロヘルツ以上二四キロヘルツ以下であって、音圧レベル(音源から一メートルの距離で音圧がマイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。以下この号において同じ。( )が二二四デシベルを超えるもの

3 3〜6 (略)

(三) 水中探知装置であって、次のいずれかに該当するもの(二)に該当するものを除く。( )

1 送信周波数が一キロヘルツ未満のもの

2 動作周波数が一キロヘルツ以上二四キロヘルツ以下であって、音圧レベルが二二四デシベルを超えるもの

(四)・(五) (略)

口 受信機能を有するもの又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

(一) ハイドロホンであって、次のいずれかに該当するもの

1 加速度による影響を補正する機能を有していないものであって、その音圧感度(一ボルト毎マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。以下この号において同じ。( )がマイナスイ八〇デシベルを超えるもの

2 加速度による影響を補正する機能を有するもの

- (二)～(四) (略)
- 二 (略)
- 三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ (略)
- ロ イメージ増強管(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であつて、次の(二)から(三)までのすべてに該当するもの
- (一) (略)
- (二) 隣接する二のチャネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のマイクロチャネルプレートを有するもの
- (三) (略)
- ハ イメージ増強管(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- (一) イメージ増強管であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの
- 1 (略)
- 2 隣接する二のチャネルの中心間の距離が一二マイクロメートル以下のマイクロチャネルプレートを有するもの

- であつて、三五メートルを超える水深で使用することができるよう設計したもの
- (二)～(四) (略)
- 二 (略)
- 三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ (略)
- ロ イメージ増強管(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であつて、次の(二)から(三)までのすべてに該当するもの
- (一) (略)
- (二) 隣接する二のチャネルの中心間の距離が一五マイクロメートル以下のマイクロチャネルプレートを有するもの
- (三) (略)
- ハ イメージ増強管(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- (一) イメージ増強管であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの
- 1 (略)
- 2 隣接する二のチャネルの中心間の距離が一五マイクロメートル以下のマイクロチャネルプレートを有するもの

- 3 主材料にマルチアルカリを用いた光電陰極を有するものであって、当該光電陰極のルーメン感度が三五〇マイクロアンペア毎ルーメン超七〇〇マイクロアンペア毎ルーメン以下のもの
- (二) イメージ増強管の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- 1 マイクロチャネルプレートであって、隣接する二のチャネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のもの
  - 2・3 (略)
- 二 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレー(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であって、次の(一)及び(二)に該当するもの(素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであって硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であって硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したものの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)
- (一) 次のいずれかに該当するもの
- 1・2 (略)
  - 3 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれ要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感

- 3 主材料にマルチアルカリを用いた光電陰極を有するものであって、当該光電陰極のルーメン感度が二四〇マイクロアンペア毎ルーメン超七〇〇マイクロアンペア毎ルーメン以下のもの
- (二) イメージ増強管の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- 1 マイクロチャネルプレートであって、隣接する二のチャネルの中心間の距離が一五マイクロメートル以下のもの
  - 2・3 (略)
- 二 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレー(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であって、次の(一)及び(二)に該当するもの(素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであって硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であって硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したものの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)
- (一) 次のいずれかに該当するもの
- 1・2 (略)
  - 3 要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

度を有するもの

4| 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が一、二 ナノメートル超二、五 ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの

一| 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が三・八未満のもの

二| 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの

5| 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれ要素素子が二、五〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

(二) (略)

ホ 宇宙用に設計していないフォークルプレーンアレー(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの(素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであって硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であって硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)のうち、二に該当するもの以外のもの

(一)・(二) (略)

(二) (略)

ホ 宇宙用に設計していないフォークルプレーンアレー(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの(素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであって硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であって硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)のうち、二に該当するもの以外のもの

(一)・(二) (略)

(三) 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

(四) 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が一、二一 ナノメートル超二、五ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が三・八未満のもの

2 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの

(五) 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が二、五〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

へ (略)

四七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(第十一条に該当するものを除く。)

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除

(三) 要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

へ (略)

四七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(第十一条に該当するものを除く。)

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除

く。

(二) (六) (略)

(七) 固体撮像素子を組み込んだビデオカメラであつて、一〇ナノメートル超三、ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの

1 (三) (略)

(八) スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 一〇ナノメートル超三、ナノメートル

以下の波長範囲で最大感度を有するもの

2 画素が線状に並んだ固体撮像素子を組み込んだものであつて、当該画素の数が、八、一九二を超えるもの

3 一方向に機械的に走査を行うもの

(九) (十) (略)

九 (十六) (略)

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (三) (略)

四 ジャイロアストロコンパス又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することがで

く。

(二) (六) (略)

(七) 固体撮像素子を組み込んだビデオカメラであつて、次のいずれかに該当するもの

1 (三) (略)

(八) 画素が線状に並んだ固体撮像素子を組み込んだものであつて、当該画素の数が、八、一九二を超えるものうち、一方向に機械的に走査を行うもの

(九) (十) (略)

九 (十六) (略)

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (三) (略)

四 航法装置前二号に掲げるものを除く。又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

きる装置であつて、方位精度が五秒以下のもの

イ ジャイロアストロコンパス又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置であつて、方位精度が五秒以下のもの  
ロ ジーピーエス若しくはグローナス用の受信装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

(一) 復号機能を有するもの

(二) ナルステアラブルアンテナを有するもの

ハ 航空機用の高度計であつて、四・四ギガヘルツを超える周波数又は四・二ギガヘルツより低い周波数で使用する事ができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 送信出力制御機能を有するもの

(二) 位相偏移変調機能を有するもの

ニ 動作周波数が三〇メガヘルツを超える方向探知機であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの又はその部分品

(一) 一メガヘルツ以上の瞬時帯域幅を有するもの

(二) 一〇〇〇周波数チャネルを超える並列処理ができるもの

(三) 方向探知の処理速度が一チャネル当たり一秒につき一、〇〇〇を超えるもの

五 衛星航法システムからの電波を受信する装置であつて

次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 暗号の復号機能を有するもの

ロ ナルステアラブルアンテナを有するもの

六 航空機用の高度計であつて、四・四ギガヘルツを超える周波数又は四・二ギガヘルツより低い周波数で使用することができるよう設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 送信出力制御機能を有するもの

ロ 位相偏移変調機能を有するもの

七 動作周波数が三〇メガヘルツを超える方向探知機であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその部分品

イ 一メガヘルツ以上の瞬時帯域幅を有するもの

ロ 一〇〇周波数チャネルを超える並列処理ができるものの

ハ 方向探知の処理速度が一チャネル当たり一秒につき一、〇〇〇を超えるもの

八 前各号のいずれかに該当するものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置

九 リングレーザージャイロの鏡面の特性確認のために設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ・ロ (略)

第十一条～第十三条 (略)

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定め

五 前各号のいずれかに該当するものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置

六 リングレーザージャイロの鏡面の特性確認のために設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

第十一条～第十三条 (略)

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定め

る仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五 (略)

六 音波(超音波を含む。)を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ ハイドロホンであって、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 次のいずれかの検出素子を有するもの

1 (略)

2 可撓性を有する圧電セラミック

(三) (略)

(四) 加速度による影響を補正する機能を有するものであつて、三五メートルを超える水深で使用することができるよう設計したもの

ロ ホ (略)

ハ 送信機能を有する水中探知装置であつて、動作周波数が三〇ヘルツ以上二キロヘルツ以下のものうち、音圧レベルが二一 デシベルを超えるもの

七～九 (略)

十 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であつて、次のイ及びロに該当するもの

る仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五 (略)

六 音波(超音波を含む。)を利用した水中探知装置であつて、受信用のもの又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ ハイドロホンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 次のいずれかの検出素子を有するもの

1 (略)

2 圧電重合体

3 可撓性を有する圧電セラミック

(三) (略)

ロ ホ (略)

七～九 (略)

十 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であつて、次のイ及びロに該当するもの

- イ (略)
- ロ 振動源に対して直接的に対抗振動を発生させることにより能動的に防音することができる電子制御装置を有するもの
- 十一 (略)

第十五条

1 (略)

2 外為令別表の二の項(二)の経済産業省令で定める技術は、数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであつて輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)(のうち輪郭制御をすることができる軸数が五以上の数値制御を可能にするために必要な技術とする。

第十五条の二 (略)

第十五条の三 外為令別表の三の二の項(二)の経済産業省令で定める技術は、第二条の二第二項に該当する貨物の設計又は製造に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

- イ (略)
- ロ 震動源に対して直接的に対抗振動を発生させることにより能動的に防音することができる電子制御装置を有するもの
- 十一 (略)

第十五条

1 (略)

2 外為令別表の二の項(二)の経済産業省令で定める技術は、数値制御を行うためのプログラムであつて輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)とする。

第十五条の二 (略)

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一〜九 (略)

十 第三条第十七号イ若しくはは若しくはは第十七号の二に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)

十一〜十二 (略)

2) 4 (略)

5 外為令別表の四の項(五)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(一、三 度以上二、九 度以下の温度範囲において、かつ、一三 パスカル以上二、パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。

第十七条 (略)

第十八条

1・2 (略)

3 外為令別表の六の項(三)の経済産業省令で定める技術は、

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一〜九 (略)

十 第三条第十七号イ若しくははへに該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)

十一〜十二 (略)

2) 4 (略)

5 外為令別表の四の項(五)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(一、三 度以上二、九 度以下の温度範囲において、かつ、一三 パスカル以上二、パスカル以下の圧力範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。

第十七条 (略)

第十八条

1・2 (略)

3 外為令別表の六の項(三)の経済産業省令で定める技術は、

次のいずれかに該当するものとする。

- 一 数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであつて、輪郭制御をすることができ、軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

二 五 (略)

4 6 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

- 二 第六条に該当するもの(前号に該当するものを除く。)(設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。))。ただし、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術を除く。

イ (略)

- ロ 第六条第一号八からルまでのいずれかに該当する集積回路(同号リ(四)から(六)までのいずれかに該当するものを除く。)(のうち、最小線幅が〇・五マイクロメートル以上のものであつて、かつ、多層構造(多結晶シリコン層及び金属層がいずれも三層以下のものを除く。))を有しないもの

三 (略)

四 第六条に該当するもの(前号又は同条第一号若しくは

次のいずれかに該当するものとする。

- 一 数値制御を行うためのプログラムであつて、輪郭制御をすることができ、軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

二 五 (略)

4 6 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

- 二 第六条に該当するもの(前号に該当するものを除く。)(設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。))。ただし、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術を除く。

イ (略)

- ロ 第六条第一号八からルまでのいずれかに該当する集積回路(同号リ(四)から(六)までのいずれかに該当するものを除く。)(のうち、最小線幅が〇・七マイクロメートル以上のものであつて、かつ、多層構造(多結晶シリコン層及び金属層がいずれも三層以下のものを除く。))を有しないもの

三 (略)

四 第六条に該当するもの(前号に該当するものを除く。)

第十八号から第二十一号のいずれかに該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2 (略)

3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラであつて、論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が三十二以上のものうち、複合理論性能(別表第一の中欄に掲げるマイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラの種類(同表の四の中欄に掲げるものを除く。))に依じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。(が一秒につき五三〇メガ演算以上のものの設計又は製造に必要な技術)プログラムを除く。ただし、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術を除く。

イ (略)

ロ 第六条第一号八からルまでのいずれかに該当する集積回路(同号リ(四)から(六)までのいずれかに該当するものを除く。)(のうち、最小線幅が〇・五マイクロメートル以上のものであつて、かつ、多層構造(多結晶シリコン層及び金属層がいずれも三層以下のものを除く。))を有しないもの

( )を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2 (略)

3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラであつて、論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が三十二以上のものうち、複合理論性能(別表第一の中欄に掲げるマイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラの種類(同表の四の中欄に掲げるものを除く。))に依じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。(が一秒につき五三〇メガ演算以上のものの設計又は製造に必要な技術)プログラムを除く。ただし、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術を除く。

イ (略)

ロ 第六条第一号八からルまでのいずれかに該当する集積回路(同号リ(四)から(六)までのいずれかに該当するものを除く。)(のうち、最小線幅が〇・七マイクロメートル以上のものであつて、かつ、多層構造(多結晶シリコン層及び金属層がいずれも三層以下のものを除く。))を有しないもの

4 5 (略)

第二十条 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第七条第一号ロ若しくは八に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

- 二 前号に掲げるもののほか、第七条に該当する貨物(同条第三号八に該当するデジタル電子計算機を除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

- 三 第七条第一号ロ若しくは八のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

- 四 前号のプログラム又は第七条第三号八に掲げるデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムの使用に必要な技術

4 5 (略)

第二十条 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第七条第一号ロ若しくは八若しくは次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 複合理論性能が一秒につき七五、〇〇〇メガ演算超一五〇、〇〇〇メガ演算以下のデジタル電子計算機

ロ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が一秒につき七五、〇〇〇メガ演算超になるもの

- 二 前号に掲げるもののほか、第七条に該当する貨物(複合理論性能が一秒につき一五〇、〇〇〇メガ演算を超えるデジタル電子計算機を除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

- 三 第一号イ若しくはロ若しくは第七条第一号ロ若しくは八のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

- 四 前号のプログラム又は第二十七条第二項第二号に該当するものの使用に必要な技術

- 五 第三号に掲げるもののほか、第七条に該当する貨物(同条第三号八に該当するデジタル電子計算機を除く。)を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)
- 六 第七条に該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)
- 七 第七条に該当するものを使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術
- 八 第一号から前号まで又は次のイ若しくはロに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム
  - イ 第七条第三号八に該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術
  - ロ 第七条第三号八に該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムの設計若しくは製造に必要な技術
- 2 外為令別表の八の項(一)の経済産業省令で定める技術は次のいずれかに該当するものとする。
  - 一 複合理論性能が一秒につき七五、〇〇〇メガ演算超一五〇、〇〇〇メガ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

- 五 第三号に掲げるもののほか、第七条に該当する貨物(複合理論性能が一秒につき一五〇、〇〇〇メガ演算を超えるデジタル電子計算機を除く。)を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)
- 六 第一号から前号まで又は第二十七条第二項第一号若しくは第二号に該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム
- 2 外為令別表の八の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
  - 一 第七条に該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)
  - 二 第七条に該当するものを使用するために設計したプログラム

二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 複合理論性能が一秒につき二八、〇〇〇メガ演算超

七五、〇〇〇メガ演算以下のデジタル電子計算機

ロ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が一秒につき二八、メガ演算超

一九〇、〇〇〇メガ演算以下になるもの

三 複合理論性能が一秒につき七五、〇〇〇メガ演算超一五〇、〇〇〇メガ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

四 前号のプログラム又は複合理論性能が一秒につき一五〇、〇〇〇メガ演算超一九〇、〇〇〇メガ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムの使用に必要な技術

五 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 複合理論性能が一秒につき二八、〇〇〇メガ演算超七五、〇〇〇メガ演算以下のデジタル電子計算機

ロ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより

グラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術

三 第一号又は第二号に該当する技術(プログラムを支援するために設計したプログラムを除く。)

、複合理論性能が一秒につき二八、メガ演算超

一九〇、〇〇〇メガ演算以下になるもの

六 第一号から前号まで又は次のイ若しくはロに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム

イ 複合理論性能が一秒につき一五〇、〇〇〇メガ演算超一九〇、〇〇〇メガ演算以下のデジタル電子計算機

ロ 複合理論性能が一秒につき一五〇、〇〇〇メガ演算超一九〇、〇〇〇メガ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムの設計若しくは製造に必要な技術

七 プログラムであって、次のいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に必要な技術

イ 並列処理機能を有する装置のために設計されたオペレーティングシステム、プログラム開発ツール又はコンパイラであって、ソースコードのもの

ロ 削除

八 前号の技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム

九 第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラム又は当該機能のシミュレーションを行うことができるプログラム

四 プログラムであって、次のいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に必要な技術

イ 並列処理機能を有する装置のために設計されたオペレーティングシステム、プログラム開発ツール又はコンパイラであって、ソースコードのもの

ロ 削除

五 前号の技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム

六 第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラム又は当該機能のシミュレーションを行うことができるプログラム

- 十 前号のプログラムを検定するためのプログラム
- 十一 前二号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために設計したプログラム
- 十二 前三号のいずれかに該当するものの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)又はこれを支援するために設計したプログラム

第二十一条

1 (略)

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、イ、ロ(二)若しくは(五)、ハ若しくはニ(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 八 (略)

二 無線送信機又は無線受信機であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 二五六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの  
(二) (略)

ホ 非対応網で動作する共通線信号機能を有するもの

- 七 前号のプログラムを検定するためのプログラム
- 八 前二号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために設計したプログラム
- 九 前三号のいずれかに該当するものの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)又はこれを支援するために設計したプログラム

第二十一条

1 (略)

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、イ、ロ(二)若しくは(五)、ハ若しくはニ(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 八 (略)

二 無線送信機又は無線受信機であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一二八値を超える直交振幅変調技術を用いたもの  
(二) (略)

ホ 非対応網又は準対応網のいずれかで動作する共通線信号機能を有するもの

四〇十五 (略)

第二十二條 (略)

第二十三條

1 (略)

2 外為令別表の一の項(二)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第十条の第一号から第三号の二までのいずれか又は第四号に該当するものの使用(修理又はオーバーホールに係るものに限る。)に必要な技術(プログラムを除く。)

3・4 (略)

第二十四條 第二十八條 (略)

四〇十五 (略)

第二十二條 (略)

第二十三條

1 (略)

2 外為令別表の一の項(二)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第十条の第一号から第三号の二までのいずれか又は第四号に該当するものの使用(修理又はオーバーホールに係るものに限る。)に必要な技術(プログラムを除く。)

3・4 (略)

第二十四條 第二十八條 (略)